## 令和5年度 建設工事入札参加資格(市内業者)における加点事項の内容

#### ■加点事項

1. 災害支援(防災)協定及び水道施設漏水の修繕に関する協定 令和5年1月1日時点において市と災害支援協定を締結している団体の会員、水道施 設漏水の修繕に関する協定を締結している団体の会員でかつ令和4年1月1日から令 和4年12月31日の間に実績のある者に対して、各10点を加点する。(最高20点) (工種ごとに加点)

#### 2. 災害支援活動

公共施設への緊急出動又は防災パトロールを行ったものに4点を加点する。

# 3. 消防団員雇用

令和5年1月1日時点において、役員及び常勤の従業員の中に消防団員がいる場合に 1名につき2点を加点する。

#### 4. 障がい者雇用

令和5年1月1日時点において、①「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に 基づく法定雇用率が適用されるものは、法定雇用率を達成する人数を超える人数を 雇用している場合、②「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用 率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合に各5点を加点する。 また、上記の障がい者を1年以上継続して雇用している者は5点を追加する。

(最高10点)

### 5. 新規学卒者等雇用

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに学校教育法に規定する学校若 しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業し た者を採用し、令和5年1月1日時点において常用雇用労働者として雇用してい る場合に1名当たり4点を加点する。(最高12点)

## 6. 保護観察対象者の雇用支援

令和5年1月1日時点において、鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県 就労支援事業者機構に登録している場合2点を加点する。

保護観察対象者を雇用している場合1名につき4点を加点する。

## 7. ボランティア活動

公共施設への愛護活動及び地域における活動等を行った者に年度毎に(3年間分)次のとおり加点する。(最高18点)

·年間7回以上 … 6点

·年間4回~6回 · · 4点

·年間1回~3回 ··· 2点

# 8. 一級技術者雇用

令和5年1月1日時点において一級技術者を常用雇用労働者として雇用している場合 に1名当たり2点を加点する。

### 9. 健康経営優良法人の認定

令和5年3月31日時点において、経済産業省及び日本健康会議による認定を受けている場合に5点加点する(本市で確認可能なため書類等の提出は不要です)。

また、認定法人上位に付加される「ブライト 500 (中小規模法人部門)」の認定を受けている場合は上記に追加して 5 点加点する。(最高 1 0 点)

なお、当該法人の認定を受けるための申請時期は例年8月下旬~11月上旬となっておりますが、申請時期の変更等もございますので、詳しくは経済産業省HP「健康経営優良法人の申請について」をご確認ください。